

報道関係者 各位

令和2年5月29日
(照会先)
コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 岩井 清和
参事役 島 智子
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

職員の制裁(令和元年度下半期分)について

令和元年度下半期(令和元年10月～令和2年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	天満年金事務所 一般職(40代 男性)	戒告	(令和元年) 12月23日	年金請求書が所在不明になっていることを上司に報告せず、お客様対応を適切に行っていなかったもの
2	米沢年金事務所 所長(50代 男性) 副所長(50代 男性) 前課長(40代 男性) 課長(40代 男性)	戒告	(令和2年) 2月12日	同事務所で発生した保険料等の着服(令和元年8月8日公表済)に関する管理監督責任
3	八幡年金事務所 一般職(50代 男性)	戒告	(令和2年) 2月17日	年金事務所に対する公共料金等の請求について、私費による支払いを行った他、当該請求書の管理を適切に行っていなかったもの

※ 被処分者の所属・役職は原則として行為時のもの

以 上